

震災がれき処理 情報開示を命令

大阪地裁、自治体の検討結果

東日本大震災で生じたがれきの広域処理で、自治体

の受け入れ検討状況が記された文書を環境省が一部不開示にしたのは不当だとして、大阪の市民団体が公開を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は11日、自治体名や処理施設などを全面的に開示するよう命じた。

文書は環境省が2011年10月に全国の自治体に受け入れの意思などを調べた

結果。田中健治裁判長は判決理由で「不安を抱く住民にとっても、開示されない不利益は大きい」と判断した。

岩手、宮城から県外に運ばれたがれき処理は18都府県で行われ、今年3月に終了した。

環境省は「判決内容を精査し対応を検討したい」とコメントした。